



不法投棄の現況と監視体制について

問 本町の不法投棄の現状は。

産業課長 町有地における不法投棄において、直近3年間の平均で年間約15.3件、投棄物の量は、処理困難物や産業廃棄物を含め、同じく、直近3年間の平均で軽トラック6.3台分となり、全て町で撤去・処分を行っています。

問 私有地に不法投棄された廃棄物は土地所有者が処理することとなっているが、処理費の一部補助や撤去の手助けはできないものか。

産業課長 現時点で撤去費用等の助成制度は設けていません。今後につきましては、他の自治体の取組や被害実態を踏まえながら効果的な不法投棄防止策について研究していきます。

問 高齢者や交通手段のない世帯などへ運搬支援や回収方法などを検討する考えは。

産業課長 高齢者等の生活支援を要する方への対応は、今後の課題です。今後一層加速する高齢化社会に対応するには、制度の研究は必須であると考えていますので、住民の意見に耳を傾け、より町に見合った行政サービスを検討していきます。

問 無許可回収業者について注意喚起が必要と考えるが。

産業課長 不用品の処分を無許可回収業者に依頼することによって、不法投棄を助長するおそれがあることから、今

後、広報紙や回覧、ホームページ等で十分な注意喚起を実施していきたいと考えています。

無許可の廃棄物回収業者とは？

町の許可*を受けずに家庭の不要品を回収している業者のこと
※「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。
※「産業廃棄物処理業」や「古物商」の許可では回収できません。

回収を依頼するとどうなる？

不法投棄や不適正処理*、不適正な管理による火災などにつながるおそれ
※環境対策を行わずに廃家電を破壊することで、フロンガスや鉛などの有害物質が環境中に放出されてしまいます。

回収を依頼する前に！

許可事業者かを確認
詳しくは、町公式ホームページへ

問 令和9年度から始まるごみ袋の有料化の目的は。

産業課長 有料化の目的は、「ごみの減量と資源化の推進」、「負担の公平性の確保」、「財政負担の軽減」が主となります。特に、ごみ処理施設の延命に要する施設改修工事には約78.1億円の事業費が見込まれており、国の交付金を受けるには、ごみ袋の有料化の検討とプラスチックの資源化を実施することが要件となります。

問 ごみ出しのルールがどう変わるのか。

産業課長 大きく異なる点としては、家庭から出る可燃ごみの袋のみ、有料の指定ごみ袋を使用していただくこととなります。また、プラスチックごみの区分を新たに創設しますので、ごみ収集日の見直しを予定しています。

